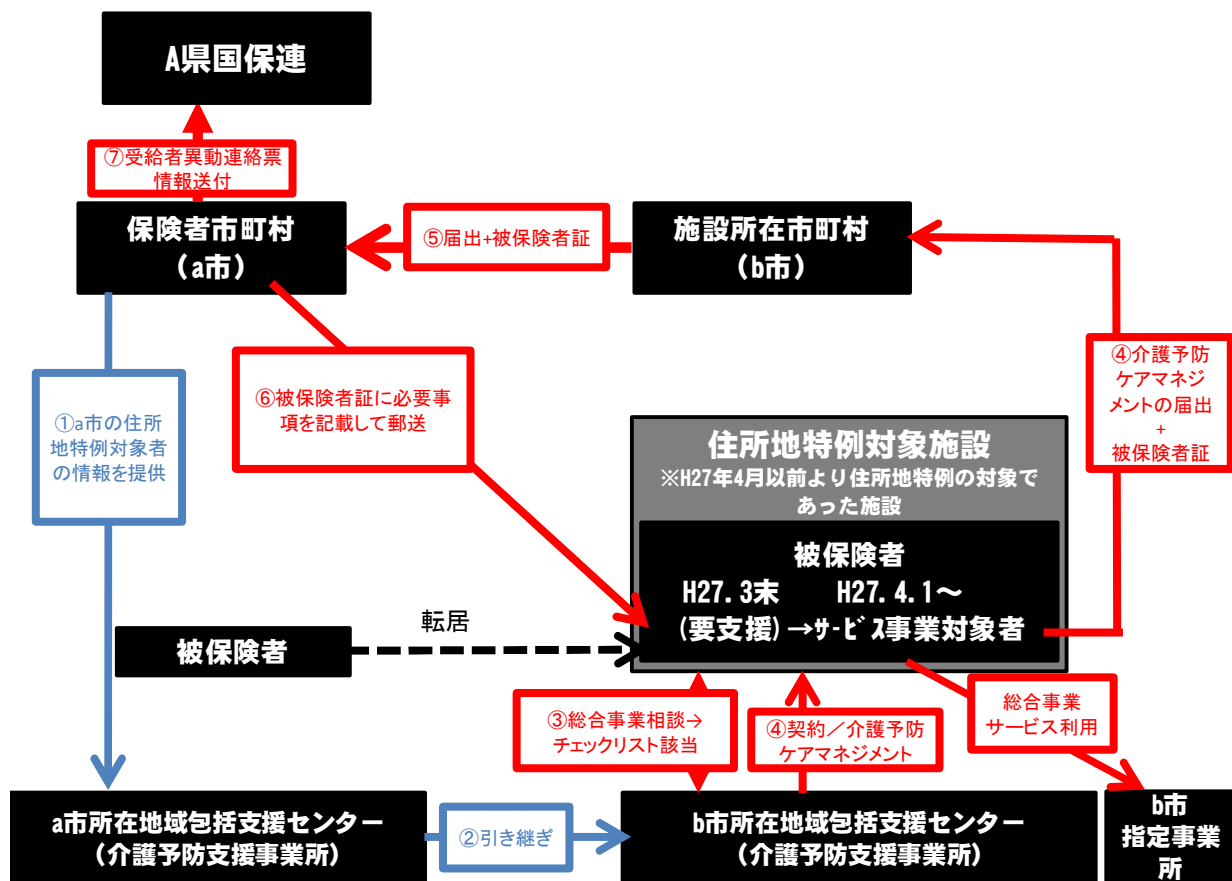




平成 27 年 4 月前に図中青字の①、②について、介護予防支援の引継ぎを行っていただく等の事務があり、当該事務については前記 1 と同様であるので参照のこと。平成 27 年 3 月末に要支援認定の効力がきれる場合など、4 月 1 日に、要支援者から事業対象者になる際の事務手続きについて、図中の赤字の③～⑦として以下のとおりである。

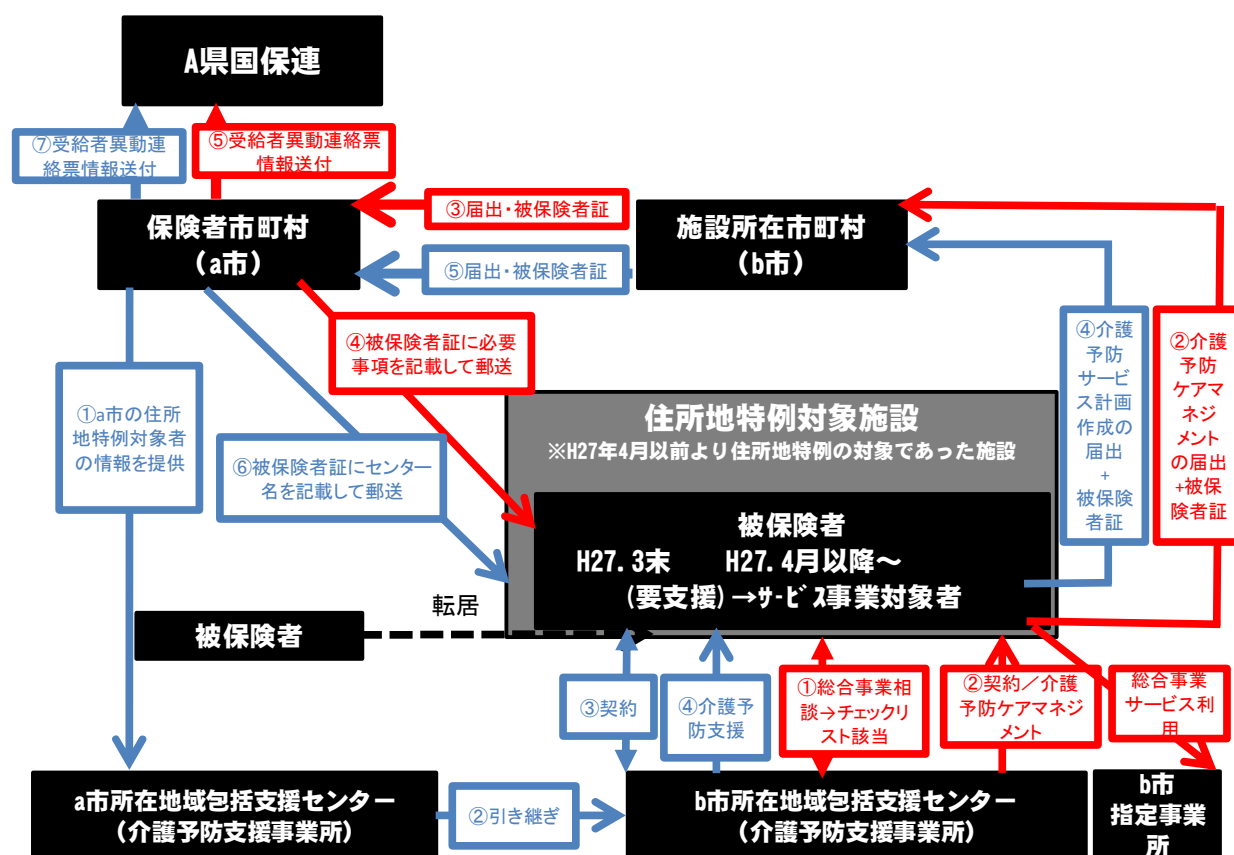
- ③ 被保険者は総合事業のサービス利用を希望する場合、b 市又は b 市所在地域包括支援センター（図では地域包括支援センターとしている。）の窓口相談する。

※本事例ではその後の基本チェックリストの実施において、事業対象者に該当したものとする。

- ④ 被保険者は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村（b 市）に対して届け出ることとなり、介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能となる。この際に当該地域包括支援センターと被保険者の間で契約が必要となる。
- ⑤ 施設所在市町村（b 市）は被保険者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書の及び被保険者証を保険者市町村（a 市）に送付する。（写しを送付することでもよい。）
- ⑥ 保険者市町村（a 市）は、⑤の介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。
- ・ 要介護状態区分：事業対象者
 - ・ 認定年月日：基本チェックリストを実施した日（4 月 1 日）
 - ・ 居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称
 - ・ 届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日（4 月 1 日）

- ⑦ (システム上平成 27 年 4 月以降) 保険者市町村 (a 市) は、所在する都道府県の国保連に、住所地特例項目や事業対象者である旨を設定し、地域包括支援センターの情報を更新する受給者異動連絡票を送付する。

(2) 平成 27 年 4 月前から住所地特例対象者かつ要支援者であって、予防給付 (訪問介護・通所介護) を受けていた者のうち、平成 27 年 4 月以降、新しい総合事業の事業対象者として取り扱う場合



平成 27 年 4 月前に図中青字の①～⑦について、介護予防支援の引継ぎを行っていただく等の事務があり、当該事務については前記 1 と同様であるので参照のこと (青字⑦は、平成 27 年 4 月以降に実施する事務手続きである)。要支援認定の効力がきれる場合など、4 月以降、順次要支援から総合事業対象者になる場合の事務手続きについて、赤字の①～⑤として以下のとおりである。

- ① 被保険者は総合事業のサービス利用を希望する場合、b 市又は b 市所在の地域包括支援センター (図では地域包括支援センターとしている。) の窓口相談する。
※ 本事例ではその後の基本チェックリストの実施において、事業対象者に該当したものとする。
- ② 被保険者は介護予防ケアマネジメント作成依頼 (変更) 届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村 (b 市) に対して届け出ることとなり、介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能となる。また、この際に当該地域包括支援センターと被保険者の間で契約が必要となる。
- ③ 施設所在市町村 (b 市) は被保険者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼 (変更)

届出書及び被保険者証を保険者市町村（a市）に送付する。（写しを送付することでもよい。）

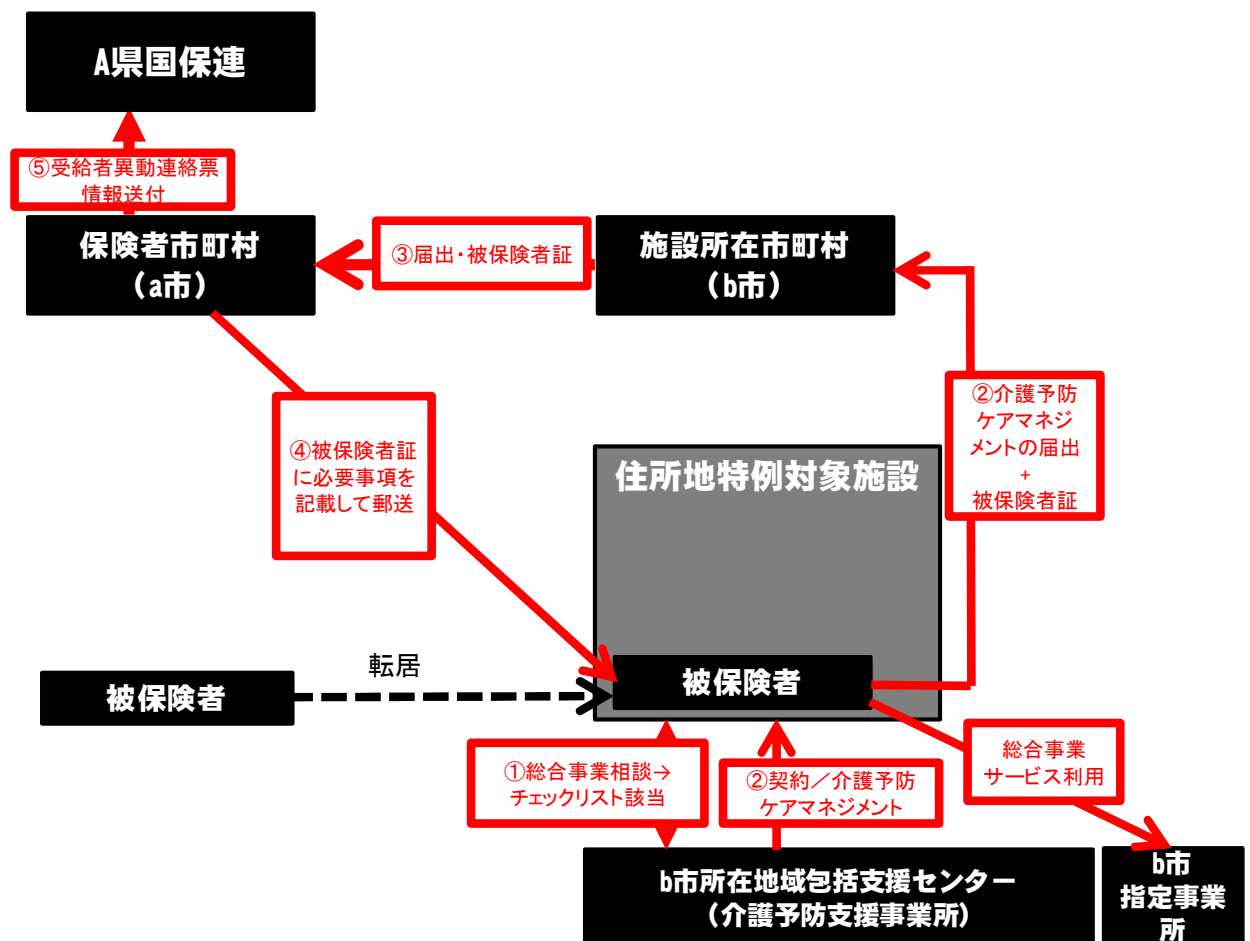
- ④ 保険者市町村（a市）は、③の介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。

- ・ 要介護状態区分：事業対象者
- ・ 認定年月日：基本チェックリストを実施した日
- ・ 居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称
- ・ 届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日

- ⑤ 保険者市町村（a市）は、所在する都道府県の国保連に、事業対象者であることを設定した受給者異動連絡票を送付する。

（参考）平成27年4月以後に住所地特例対象者として新たに総合事業を利用する場合

（1）総合事業を基本チェックリストにより利用する場合



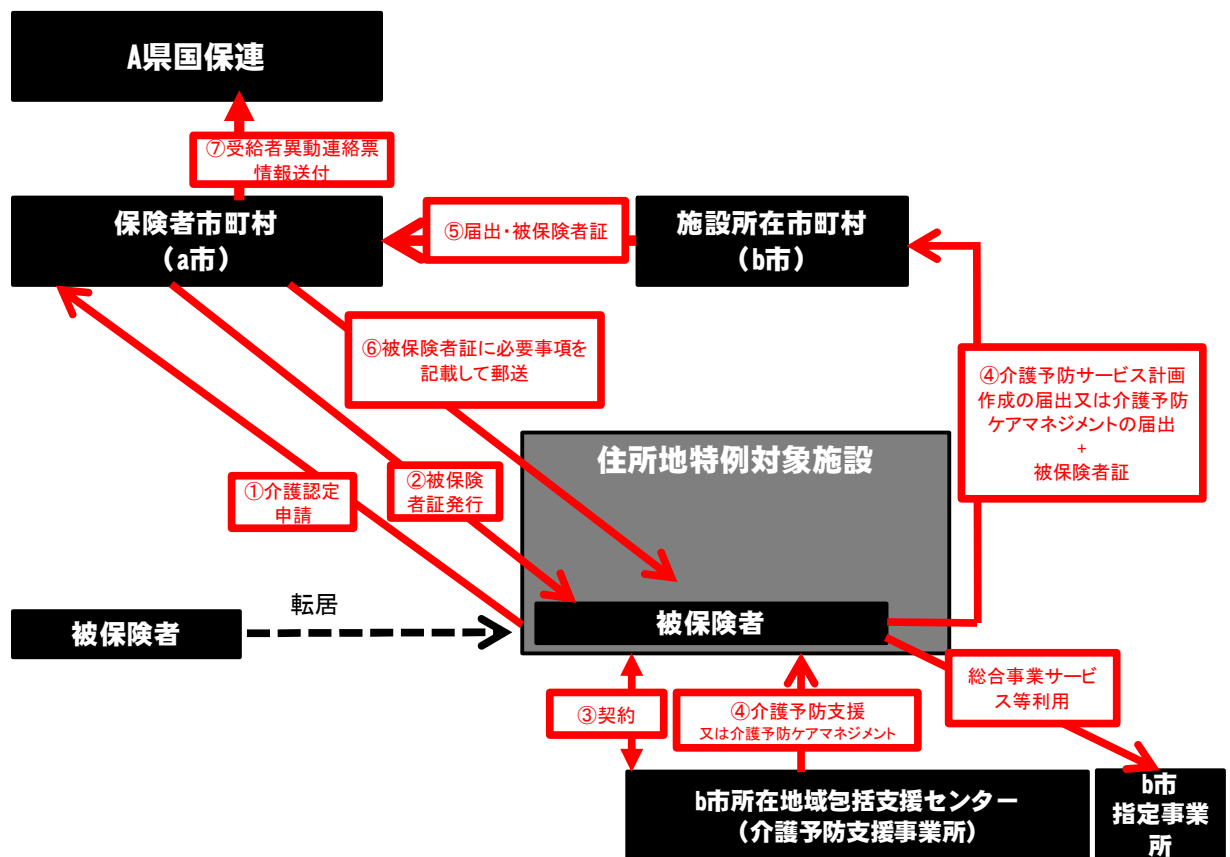
- ① 被保険者は総合事業のサービス利用を希望する場合、b市又はb市所在の地域包括支援センター（図では地域包括支援センターとしている。）の窓口相談する。

※ 本事例ではその後の基本チェックリストの実施において、事業対象者に該当したものとする。

- ② 被保険者は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を被保険者証を添付して施設所在市町村に対して届け出ることとなり、介護予防ケアマネジメントを通じた事業の利用が可能となる。また、この際に当該地域包括支援センターと被保険者の間で契約が必要となる。

- ③ 施設所在市町村（b市）は被保険者から提出された介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書及び被保険者証を保険者市町村（a市）に送付する。（写しを送付することでもよい。）
- ④ 保険者市町村（a市）は、③の介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。
 - ・要介護状態区分：事業対象者
 - ・認定年月日：基本チェックリストを実施した日
 - ・居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称
 - ・届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日
- ⑤ 保険者市町村（a市）は、所在する都道府県の国保連に、事業対象者であること、住所地特例項目及び地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を送付する。

（２）総合事業を要支援認定を受けて利用する場合



- ① 被保険者は保険者市町村（a市）に対して要介護認定の申請を行う。
- ② 保険者市町村（a市）は、認定の結果、被保険者証を発行する。
- ③ 被保険者は施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約を結ぶ。
- ④ 被保険者は介護予防サービス計画作成の届出書又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出を被保険者証を添付して施設所在市町村（b市）に対して届け出ることとなり、介護予防支援を通じた事業の利用が可能となる。
- ⑤ 施設所在市町村（b市）は介護予防サービス計画作成の届出又は介護予防ケアマネジメント

作成依頼（変更）届出及び被保険者証を保険者市町村（a 市）に送付する。（写しを送付することでもよい。）

- ⑥ 保険者市町村（a 市）は、⑥の介護予防サービス計画作成の届出又は介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。

- ・ 要介護状態区分
- ・ 認定年月日
- ・ 居宅介護支援事業者
- ・ 届出年月日

- ⑦ 保険者市町村（a 市）は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を所在する都道府県国保連に送付する。

【参考】平成 27 年 1 月 9 日発出 Q & A 抜粋

第 4

問 7 住所地特例対象者が施設所在市町村で総合事業のサービス事業対象者となった場合、介護予防ケアマネジメント依頼書は保険者市町村に提出することでよい。その際、サービス事業対象者である旨を記載した被保険者証の発行は、依頼書が提出されたタイミングで保険者市町村が発行することでよい。

(答)

- 1 制度改正に伴って、住所地特例対象者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村で行うこととなるため、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書は、施設所在市町村に届け出ることとなる。
- 2 一方、保険者市町村は、介護予防・生活支援サービス事業対象者を登録したうえで、被保険者証を交付することが必要であり、施設所在市町村は、届出を受け取ったときは、速やかに保険者市町村に、届出書の写しを送付等することが必要である。
- 3 施設所在市町村から連絡を受けた保険者市町村は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者として登録し、被保険者証を発行することとなる。なお、サービス事業費を国保連合会を経由して支払う場合は、保険者市町村から国保連合会に住所地特例対象者を連絡する必要がある。

※ 国保連合会に送る「介護保険 受給者情報異動連絡票」については、住所地特例の欄を設け、施設所在保険者番号等設定できるよう変更となる。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係 (内線 3982)

第 6

問 1 現在、住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援については、保険者市町村の地域包括支援センターが実施主体であるため、住所地特例施設所在市町村に所在する居宅介護支援事業所等へ委託するなどして対応している。今般の介護保険法改正によりこれらの取扱はどのように変わるか。

(答)

今般の介護保険法改正により、住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの実施主体は、施設所在市町村の地域包括支援センターとされたところ。(介護保険法第 58 条第 1 項、第 115 条の 45 第 1 項柱書き)

これにより、総合事業のみを利用する場合、介護予防給付のみを利用する場合、総合事業と介護予防給付を併用する場合のいずれであっても、施設所在市町村の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援を実施することになるため、平成 27 年 4 月までに保険者市町村と施設所在市町村との間でこれら変更に伴う引き継ぎ等を済ませておく必要がある。

この引き継ぎ等は、利用者に趣旨の説明をした上で、転出入等による異動で保険者変更を伴う場合の対応と同様に行うことが求められるものであって、この際、利用者との契約についても、施設所在市町村の地域包括支援センターとの契約が必要であることに留意されたい。

なお、予防給付による介護予防支援費については、施設所在市町村の地域包括支援センターの請求により、国保連経由で保険者市町村が給付として審査・支払いを行うことになる一方、総合事業による介護予防ケアマネジメント費については、施設所在市町村が負担金調整依頼書を年１回国保連に提出して、国保連が負担金として財政調整を行う予定である。

※ 住所地特例適用居宅要支援被保険者の総合事業に係る介護予防ケアマネジメントに関しては、年一回の国保連を通じた調整のため、施設所在市町村において円滑に調整できるように資料等を保存しておくことが必要。（様式については今後示す予定）

（参考：住所地特例者に対する各サービスの実施主体）

サービス名	改正前	H27.4～	（参考）総合事業の実施を 猶予する場合
介護予防ケアマネジメント （旧制度：包括的支援事業）	保険者市町村	—	施設所在市町村
介護予防ケアマネジメント （新制度：総合事業）	—	施設所在市町村 ※国保連経由で財源調整	— ※国保連経由で財源調整
介護予防支援	保険者市町村	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者が支払	施設所在市町村 ※国保連に請求し保険者が支払
包括的支援事業	保険者市町村	施設所在市町村	施設所在市町村

担当：老健局振興課法令係（内線 3937）